

記

第1 講習の認定申請（認定は年度ごとに行う。）

- 1 講習の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、別記様式1による申請書に認定を受けようとする講習に関する次の事項を記載し、農林水産大臣に提出するものとする。

- （1）講習の実施回数、実施日、実施都道府県及び実施市区町村（第7の（2）のオンラインによる講習も含む。）

- （2）講習の時間及び講師の氏名

- （3）募集定員及び受講料

- （4）講習の情報を掲載するホームページ

- （5）収支予算

- （6）講習において使用する教材の概要

「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第39号。以下、「改正法」という。）に基づく制度改正の内容（水産庁ホームページで掲載している改正法の制度改正にかかる資料等）を含めたものとする。

- （7）講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職

- （8）過去の講習の認定の有無

- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）認定申請者が法人である場合

- ① 定款

- ② 登記事項証明書

- ③ 役員の氏名、住所及び略歴

- ④ 認定の申請に関する意思の決定を証する書面

- ⑤ 過去3年間（設立後3年を経過していない法人においては、設立年度以降）における事業及び財産の状況を記載した書類及びこれらの期間の収支決算書

- ⑥ 講師の略歴

- ⑦ 講習において使用する教材

- （2）認定申請者が個人である場合

- ① 本人確認書類の写し

- ② 認定申請者の略歴

- ③ 財産状況を明らかにする書面

- ④ 講師の略歴（認定申請者が講師をする場合は省略可。）

- ⑤ 講習において使用する教材

第2 講習の認定手続等

- 1 農林水産大臣は、講習の認定申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、講習基準に適合すると認めるときは、認定通知書を当該認定申請者に交付するとともに、当該認定申請者の所在地を管轄する都道府県知事及び実施都道府県の知事に当該認定通知書の写しを送付するものとする。
また、認定しないこととしたときは、不認定通知書に理由を付して、当該認定申請者に交付するものとする。
- 2 認定した講習については、農林水産省ホームページにおいて、その概要を公表するものとする。
- 3 第2の1により認定通知書の交付を受けた者（以下「講習認定者」という。）は、講習の開催情報（第1の1（1）の情報）を同（4）で記載したホームページにおいて公表すること。

第3 変更に関する認定手続等

- 1 講習認定者は、認定を受けた講習の内容のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式2による変更認定申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
 - （1）講習の実施都道府県
 - （2）講師の氏名
 - （3）受講料
 - （4）講習において使用する教材
- 2 1の（2）の事項を変更する場合には、新たに講師となる者の略歴を、1の（4）の事項を変更する場合には、講習において使用する教材を、それぞれ変更認定申請書に添付するものとする。
- 3 農林水産大臣は、講習認定者から講習の変更認定申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、講習基準に適合すると認めるときは、変更認定通知書を当該講習認定者に交付するとともに、当該講習認定者の所在地を管轄する都道府県知事及び実施都道府県の知事に当該変更認定通知書の写しを送付するものとする。
また、認定しないこととしたときは、変更不認定通知書に理由を付して、当該講習認定者に交付するものとする。
- 4 講習認定者は、認定を受けた講習の内容のうち、1に掲げる事項以外の事項を変更するときは、変更の内容を証する書面を添付して、当該変更の日から30日以内に、別記様式第3号により農林水産大臣に届け出るものとする。但し、次に掲げる事項を変更するときは、当該講習の実施前に届け出るものとする。
 - （1）講習の実施回数
 - （2）講習の実施日
 - （3）講習の実施市区町村（実施都道府県を変更しない場合に限る。）

(4) 募集定員

- 5 変更認定した講習又は変更届出をした講習については、農林水産省ホームページにおいて、その変更を踏まえた概要を公表するものとする。
- 6 前項により変更認定した講習又は変更届出をした講習の開催情報（第1の1（1）の情報）を同（4）に記載したホームページにおいて公表すること。

第4 都道府県による講習の実施

- 1 講習を実施しようとする都道府県は、別記様式4による実施通知書により、次に掲げる事項を講習の実施前に農林水産大臣に通知するものとする。
 - (1) 講習の実施回数、実施日及び実施市区町村（第7の（2）のオンラインによる講習も含む。）
 - (2) 講習の時間及び講師の氏名
 - (3) 募集定員及び受講料
 - (4) 講習の情報を掲載するホームページ
 - (5) 講習において使用する教材の概要
改正法に基づく制度改正の内容（水産庁ホームページで掲載している改正法の制度改正にかかる資料等）を含めたものとする
 - (6) 講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職
 - (7) 共同実施者の氏名又は名称及び住所
- 2 実施通知書には、使用する教材と講師の略歴を添付するものとする。
- 3 1により農林水産大臣に通知をした都道府県は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、別紙様式5による変更通知書により、農林水産大臣に講習の実施前に通知するものとする。
 - (1) 講習の実施回数
 - (2) 講習の実施日
 - (3) 実施市区町村
 - (4) 講師の氏名
 - (5) 募集定員及び受講料
 - (6) 講習において使用する教材
 - (7) 共同実施者の氏名又は名称
- 4 3の（4）の事項を変更する場合には、新たに講師となる者の略歴を、3の（6）の事項を変更する場合には、新たに使用する教材を、それぞれ変更通知書に添付するものとする。
- 5 通知のあった講習については、農林水産省ホームページにおいて、概要を公表するものとする。
- 6 講習の開催情報（第4の1（1）の情報）を同（4）に記載したホーム

ページにおいて公表すること。

第5 実績報告書及び収支決算書の提出

- 1 講習実施者（講習を実施した講習認定者及び都道府県をいう。以下同じ。）は、講習を実施した年度末の3か月以内に、別記様式6による実績報告書に次の事項を記載し、農林水産大臣に提出するものとする。
 - （1）講習の実施日、実施都道府県及び実施市区町村（第7の（2）のオンラインによる講習も含む。）
 - （2）講習の時間並びに講師の氏名
 - （3）各講習の参加者数、講習修了者数及び受講料
 - （4）講習において使用した教材の概要
 - （5）講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職
- 2 講習認定者及び講習の実施を通知した都道府県は、当該講習を実施しなかった場合には、その旨を報告するものとする。
- 3 講習認定者は、認定を受けた講習の属する年度の最後の実績報告書に収支決算書を添付するものとする。

第6 講習に関する情報の保管

講習実施者は、講習修了書を交付した者の情報について修了証を交付した日の翌年の1月1日から5年間保管するものとする。

第7 講習の実施に関する諸事項

1 効果測定（確認テスト）の実施について

遊漁船業務主任者の講習については、従来、その内容が受講者に確実に身についているかどうかを確認していなかったところであるが、今般、遊漁船業務主任者の資質向上により利用者の安全を十分に確保する観点から、確認テストを実施し、受講者が講習の内容全体を十分理解しているかどうかを確認するものとする。確認テストのテスト問題は水産庁が作成し、遊漁船業務主任者講習実施者に対して送付することとする。

なお、この確認テストは、理解度を確認し、間違った部分については説明等を受けて正しい知識を身につける等、受講者が必要な知識を十分に身に付けるために行うものであって、合否を判断するものではない。

2 オンラインによる講習について

従来、講習の実施方法は対面での講習が主であったが、昨今オンラインでの講習等も一般化していることから、受講者の利便性向上も踏まえ、対面での講習だけでなく、オンラインによる講習の開催も可能であることを改めて通達する。

なお、オンラインによる講習の実施に当たっては、次に掲げる事項を満たした上で実施されたい。

- (1) 講習の受講に必要な環境整備等について受講者へ事前に説明するとともに、講習開始前までに通信接続が可能かどうか確認すること。
- (2) 替え玉受講（なりすまし）や講習中の中抜け（非行怠慢）等の不正行為を防止するため、受講者が申請者本人であり、かつ、当該本人が履修時間を通じて継続的に受講している状態にあることを確認すること。
- (3) WEB会議システムについて、脆弱性への対策、通信内容の暗号化、第三者による傍聴に対する制御その他必要なセキュリティ対策を講じること。
- (4) 講習の通信品質を確保し、受講状況の監視を確実にするために、受講者数の上限を設けること。
- (5) 講師と受講者との間で質疑応答等のコミュニケーションを双方向で行うことが可能な環境を整備し、資格者としての知識及び能力の習得という講習の趣旨が確保されるようにすること。
- (6) 受講者に対し、講習に必要な教科書等を講習開始前までに送付すること。
- (7) 通信回線の不調等、やむを得ない事情により履修時間の全部又は一部を受講できなかった者に対しては、未受講の部分を確実に履修させること、又は他の日程に変更する等の対応を行うこと。

別記様式 1

遊漁船業務主任者を養成するための講習の認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）

住 所

電話番号

メールアドレス

この申請書により、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する遊漁船業務主任者を養成するための講習の認定を申請します。

記

- 1 講習の実施回数、実施日、実施都道府県及び実施市区町村
- 2 講習の時間及び講師の氏名
- 3 各講習の募集定員及び受講料
- 4 講習の情報を掲載するホームページ
- 5 収支予算
- 6 講習において使用する教材の概要
- 7 講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職
- 8 過去の講習の認定の有無

別添

記載要領

- 1 講習の実施回数、実施日、実施都道府県及び実施市区町村
 - ① 年度内に実施を予定している全ての講習について記載すること。
 - ② 都合上、実施日を確定できない場合には、実施日については、「〇月〇旬」とすること。この場合、実施日が確定し次第、変更の届け出をすること。
 - ③ オンラインで実施する場合はその旨分かるように記載すること。
- 2 講習の時間及び講師
 - ① 講習基準第2条に掲げる事項ごとに、時間及び講師の氏名を記載すること。
 - ② 講習の時間については、効果測定（確認テスト）を含め合計で概ね4時間を確保すること。
 - ③ 都合上、講師の氏名を確定できない場合には、講師予定者が属する組織名及び役職名を記載すること。この場合、講師が確定し次第、変更認定申請書を提出すること。
- 3 各講習の募集定員及び受講料

受講料を徴収することを予定している場合には、その金額を記載することとし、受講料を徴収することを予定していない場合には、その旨を記載すること。なお、受講料には、教材に要する費用を含まないものとする。
- 4 講習の情報を掲載するホームページ

講習の開催情報を掲載できるホームページの有無を記載すること。有りの場合は当該ホームページのURLを記載すること。
- 5 収支予算

当該年度内の講習に係る収入及び支出の予定額を記載すること。
- 6 講習において使用する教材の概要

講習において使用する教材について、発行物を使用する場合には、その題名及び発行者名を、申請者が作成した教材を使用する場合には、その概要を記載すること。
- 7 講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職

8 過去の講習の認定の有無

前年度において講習の認定を受けている場合には「有」と、講習の認定を受けていない場合には「無」と記載すること。

8 送付先

認定申請書及び添付書類については、下記宛てに送付すること。なお、電子メールによる送付も可能である。

〒100－8907

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室遊漁調整

別記様式 2

遊漁船業務主任者を養成するための講習の変更認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者名（法人にあっては、
名称及び代表者の氏名）

住 所

電話番号

メールアドレス

この申請書により、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 14 条第 1 項
第 3 号に規定する遊漁船業務主任者を養成するための講習の変更認定を申請
します。

記

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

別添

記載要領

1 記載事項

- ① 変更に係る事項のみについて記載すること。
- ② 実施都道府県を変更する場合には、実施市区町村及び実施日を明記すること。
- ③ 受講料を変更する場合には、変更する理由を記載すること。

2 送付先

変更認定申請書及び添付書類については、下記宛てに送付すること。なお、電子メールによる送付も可能である。

〒100－8907

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室遊漁調整

別記様式 3

遊漁船業務主任者を養成するための講習の変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者名（法人にあっては、
名称及び代表者の氏名）

住 所

電話番号

メールアドレス

この申請書により、次のとおり変更の届出をします。

記

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

別添

記載要領

1 記載事項

変更に係る事項のみについて記載すること。

2 送付先

変更届出書及び添付書類については、下記宛てに送付すること。なお、電子メールによる送付も可能である。

〒100－8907

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室遊漁調整

別記様式 4

遊漁船業務主任者を養成するための講習の実施通知書

年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

住 所

この通知書により、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する遊漁船業務主任者を養成するための講習を実施することを通知します。

記

- 1 講習の実施回数、実施日及び実施市区町村
- 2 講習の時間及び講師の氏名
- 3 各講習の募集定員及び受講料
- 4 講習の情報を掲載するホームページ
- 5 講習において使用する教材の概要
- 6 講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職
- 7 共同実施者の氏名又は名称及び住所

記載要領

- 1 講習の実施回数、実施日及び実施市区町村
 - ① 年度内に実施を予定している全ての講習について記載すること。
 - ② 都合上、実施日を確定できない場合には、実施日については、「〇月〇旬」とすること。この場合、実施日が確定次第、変更の通知をすること。
 - ③ オンラインで実施する場合はその旨分かるように記載すること。
- 2 講習の時間及び講師の氏名
 - ① 講習基準第2条に掲げる事項ごとに、時間並びに講師の氏名、略歴及び役職を記載すること。
 - ② 講習の時間については、効果測定（確認テスト）を含め合計で概ね4時間を確保すること。
 - ③ 都合上、講師の氏名を確定できない場合には、講師予定者が属する組織名及び役職名を記載すること。この場合、講師が確定し次第、変更の通知をすること。
- 3 各講習の募集定員及び受講料
受講料を徴収することを予定している場合には、その金額を記載することとし、受講料を徴収することを予定していない場合には、その旨を記載すること。なお、受講料には、教材に要する費用を含まないものとする。
- 4 講習の情報を掲載するホームページ
講習の開催情報を掲載できるホームページの有無を記載すること。有りの場合は当該ホームページのURLを記載すること。
- 5 収支予算
当該年度内の講習に係る収入及び支出の予定額を記載すること。
- 6 講習において使用する教材の概要
講習において使用する教材について、発行物を使用する場合には、その題名及び発行者名を、申請者が作成した教材を使用する場合には、その概要を記載すること。
- 7 講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職

8 共同実施者の氏名又は名称
共同実施者がいない場合は省略可

9 送付先

認定申請書及び添付書類については、下記宛てに送付すること。なお、電子メールによる送付も可能である。

〒100－8907

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室遊漁調整

別記様式 5

遊漁船業務主任者を養成するための講習の変更通知書

年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事
住 所

この通知書により、次のとおり変更の通知をします。

記

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

別添

記載要領

1 記載事項

変更に係る事項のみについて記載すること。

2 送付先

変更通知書及び添付書類については、下記宛てに送付すること。なお、電子メールによる送付も可能である。

〒100－8907

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室遊漁調整

別記様式 6

遊漁船業務主任者を養成するための講習の実績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者名（法人にあっては、
名称及び代表者の氏名）

住 所

この実績報告書により、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する遊漁船業務主任者を養成するための講習の実績報告をします。

記

- 1 講習の実施日、実施都道府県及び実施市区町村
- 2 講習の時間及び講師の氏名
- 3 各講習の参加者数、講習修了者数及び受講料
- 4 講習において使用した教材の概要
- 5 講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職

別添

記載要領

- 1 講習の実施日、実施都道府県及び実施市区町村
年度内に実施した全ての講習について記載すること。当該年度内に一度も実施しなかった場合は、実施なしと記載すること。
- 2 講習の時間及び講師の氏名
講習基準第2条に掲げる事項ごとに、時間及び講師の氏名を記載すること。
- 3 参加者数及び受講料
 - ① 実施した講習ごとに、参加者の数及び講習修了者数を記載すること。
 - ② 受講料を徴収した場合には、受講者一人当たりのその金額を記載することとし、受講料を徴収していない場合には、その旨を記載すること。
- 4 講習において使用した教材の概要
講習において使用した教材について、発行物を使用した場合には、その題名及び発行者名を、申請者が作成した教材を使用した場合には、その概要を記載すること。
- 5 収支決算書
当該年度内に行った講習による収入と講習に要した経費を一つの表にまとめること。
- 6 講習に関する情報保管の責任者の氏名及び役職
- 7 送付先
実績報告書及び収支決算書については、下記宛てに送付すること。なお、電子メールによる送付も可能である。
〒100-8907
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室遊漁調整